

○ ご利用対象者

病気やけがなどにより、ご家庭で療養されている方で、かかりつけの医師が必要と認めた方が対象で、下記のとおり、**介護保険**または**医療保険**によるご利用となります。

介護保険の場合

医療保険の場合

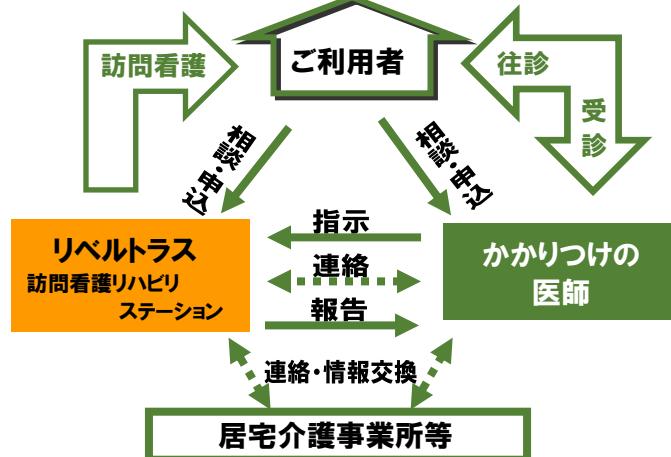
『要介護認定』で要支援または要介護の状態と認められた方

医療保険加入者で、医師に訪問看護が必要と認められた方

- * 要支援1・2と認定された方は、介護保険の予防介護サービスをご利用できます。
- * 介護保険、医療保険どちらかでご利用の場合も医師の指示書が必要となります。
- * 要介護認定の非該当者の方は介護保険のサービスはご利用になれません。

○ 訪問看護のしくみ

かかりつけの医師はそのまま。訪問看護・リハビリはリベルトラスが担当します。



○ ご利用料金について

- 保険の種類、要介護度、ご利用時間数、時間帯などで異なります

*自己負担金については市町村によって補助金を受けられる場合があります。
詳しくはスタッフまでお問い合わせください。

○ サービス内容(リハビリ部門)

■ 訪問リハビリテーションとは？

リハビリ専門職がご自宅を訪問し各種評価、日常生活の動作練習、飲み込みの障害への対応、運動の自己管理方法や介護方法のアドバイスなどを行います。



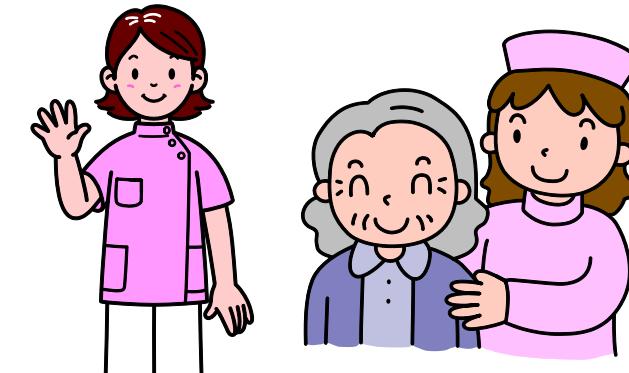
- 筋力強化や各関節の拘縮予防
- 痛みの緩和や動かしやすさの改善
- 日常生活での動作能力向上に向けた指導
- 介護予防、運動の自己管理に向けた指導
- 住宅改修の提案・福祉用具の選定

具体的
サービス
内容

○ サービス内容(看護部門)

■ 訪問看護とは？

看護師がご自宅において療養生活のご相談、お手伝いをしたり、主治医の指示のもと医療的なケアを行ないます。



● 病状の観察

⇒血圧・脈拍・体温・呼吸状態の観察 等

● 清潔のケア（からだ拭く、洗髪、入浴介助）

● 床ずれの予防・処置

● 医師の指示による診療の補助

⇒服薬の管理、チューブ管理 等

● 食事（栄養・嚥下）指導

● 排泄のケア（介助・管理）

● 医療器具の管理・指導

● 認知症・精神面のケア

● 介護支援相談（福祉サービスや介護用品の相談）

具体的
サービス
内容